

平成25年11月20日局長決裁  
大阪入国管理局処遇部門

## 被収容者の急患に対する対応方針

急患の被収容者があるときに、囑託医師・看護師が不在等のため当局診療室の診察・処置等を受けるいとまがない場合における対応方法は、下記のとおりとする。

なお、この場合、急患の容態をよく観察して症状を把握の上、適切な対応に努める必要があるところ、容態・症状の対処判断に当たっては、当局診療室における所見及び指示のほか、平成21年3月当局作成の応急処置マニュアル及び救急安心センターおおさか（医療相談窓口#7119）等を参考とする。

### 記

#### 1 緊急時

時 間 帯 無関係

判断・対応 処遇担当統括入国警備官（以下「統括」という。）又は看守責任者が明らかに急速を要する容態・症状と判断できる場合、救急搬送を要請する。また、事前に診療室から一定の症状に陥ったときの救急搬送の指示が出ている場合も同様とする。

報 告 等 処遇部門首席入国警備官（以下「首席」という。）への報告は状況に応じ適宜行い、警備監理官以上の幹部への報告は、救急搬送の要請後にする。

#### 2 緊急時に非該当

##### （1）外部病院の受診

時 間 帯 閉庁日及び囑託医師の在庁時間外又は看護師の勤務時間外（以下「閉庁時間等」という。）

判断・対応 統括又は看守責任者が救急搬送の要請の必要性がないと判断したが、医療相談窓口等から医師の診察又は採血検査・尿検査等の諸検査結果に基づく処置を早期に受けた方が適切であるとの助言がある場合、外部病院を受診させる。

また、医療相談窓口等の助言がない場合でも、容態が悪化するおそれを払拭できないときには、外部病院を受診させる。

報 告 等 外部病院への外出許可は、首席に報告の上、その指示を待って行うことを原則とするが、首席に連絡ができないときは、統括又は看守責任者の判断で外出許可の上、速やか

に首席に報告する。

(2) 容態観察

時 間 帯 閉庁時間等

判断・対応 統括又は看守責任者が救急搬送の要請の必要性又は外部病院の受診の必要性がないと判断した場合、単独室（休養室を含む）への移室措置の必要性の検討・対応を含め、容態観察する。

報 告 等 統括又は看守責任者は、看守勤務員に対し容態の急変があり得ることを念頭に置いた留意、翌日以降の嘱託医師による診察及びその指示に基づく検査に備えて容態経過の記録等を指示する。

首席への報告は、状況に応じて適宜行う。

(3) 看護師との連携

時 間 帯 閉庁時間等

判断・対応 急患の被収容者が看護師から閉庁時間等における特定症状、特定処方薬の投与時及び血圧等測定値等に関して連絡の要請を受けている場合、前記1の緊急時でなければ、所定のとおり連絡し、看護師からの助言を受け、統括又は看守責任者が外部病院の受診又は容態観察等の判断をする。

報 告 等 外部病院の受診又は容態観察する場合、報告等は前記(1)又は(2)と同様にする。